

# 大蔵委員会議録第三十三号

昭和三十年七月十五日(金曜日)

午前十時三十六分開議

### 出席委員

委員長 松原喜之次君  
 理事加藤 高藏君 理事内藤 友明君  
 理事森下 國雄君 理事横路 節雄君  
 理事春日 一幸君  
 有馬 英治君 宇都宮徳馬君  
 遠藤 三郎君 松浦 武雄君  
 竹内 俊吉君 中山 榮一君  
 坊 秀男君 山村新治郎君  
 山本 勝市君 淺香 忠雄君  
 黒金 泰美君 薄田 美朝君  
 古川 文吉君 横山 利秋君  
 井上 良二君 川島 金次君  
 田万 廣文君 平岡忠次郎君  
 石野 久男君

### 出席政府委員

公正取引委 横田 正俊君  
 員会委員長 藤枝 泉介君  
 大蔵事務次官 北島 武雄君  
 大蔵事務官(主 河野 通一君  
 税局税関部長) (銀行局長) 原田 傳君  
 農林事務官 (畜産局長) 眞田 登君  
 運輸事務官(自 加治木俊道君  
 動車局長)

委員外の出席者  
 大蔵事務官(銀行局特殊金融課長) 加治木俊道君

農林漁業金 小山 正時君  
 農公庫理事 氏家 武君  
 参考人(農林中 氏家 武君  
 央金庫理事)

### 専門員 椎木 文也君

七月十四日

委員福井順一君辭任につき、その補欠として船田中君が議長の指名で委員に選任された。  
 同月十五日  
 委員木原津與志君辭任につき、その補欠として和田博雄君が議長の指名で委員に選任された。

### 本日の會議に付した案件

参考人の出頭を求める件  
 参考人より意見聴取の件  
 国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二二号)  
 日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)  
 資金運用部資金法の一部を改正する法律案(内閣提出第五四号)  
 日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案(内閣提出第五八号)  
 自動車損害賠償責任再保険特別会計法案(内閣提出第七七号)  
 証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)(参議院送付)  
 証券投資信託法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二〇号)(参議院送付)  
 関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三九号)  
 金融に関する件  
 ○松原委員長 これより會議を開きます

資金運用部資金法の一部を改正する法律案、証券取引法の一部を改正する法律案、証券投資信託法の一部を改正する法律案、国民金融公庫法の一部を改正する法律案、日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案、日本開発銀行の電源開発株式会社に対する出資の処理に関する法律案の六法律案並びに金融に関する件を一括して議題といたします。

○松原委員長 この際お諮りいたします。農林漁業金融に關し、昨日の委員會議におきまして、本日も農林中央金庫副理事長江澤省三君を参考人として當委員會に出頭を求め、意見を聞くよう決定いたしました。本日江澤君より、都合により出頭できないとの申し出がありましたので、これにかわつて、農林中央金庫理事氏家武君を参考人として出頭を求め、意見を聞くよう取り計らいたいと存じますが、これに御異議はありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさよう取り計らうことに決しました。

質疑を許します。横路節雄君。

○横路委員 最初に公取委員長にお尋ねをいたしたいと思ひますが、実はさきようおいでをいただきましたのは、昨年の十一月二十二日に、公正取引委員會が乳牛の導入資金に關しまして農林中金、北信連、雪印乳業、北海道バ

タ一会社の四社に對しまして、私的独占禁止法に關して違反の事實が明らかになつたので、審査手続を開始する旨決定がございまして、その後ずつと審査を行なつてゐるわけなのです。

その点について、私はこれから委員長にお尋ねをしたいと思ひますが、その前に、私は大蔵省銀行局の特殊金融課長にお尋ねをしたいと思ひます。これは、農林漁業金融公庫の業務方法書の備考の第(4)項の口の項に、畜産施設につきましては、農業協同組合か、あるいは農業協同組合連合會が貸付の対象になる。ただしその農業協同組合か、農業協同組合連合會が九割以上の株を持つてゐる場合においては、それは農業協同組合連合會とみなしてやる、こういうことで、実は北海道におきましては、北海道バター株式会社はその適用を受けてゐるわけなのであります。ところが、これは公取委員會におきましても審査の過程において明らかになつたことであるかと私は思ふのですが、まず特殊金融課長にお尋ねしたいと思ひます。総体で二百四十万株のうち、北信連の株が五十三万株であるという数字を入れて、いわゆる農業協同組合の所有する株が九二%以上であるから貸付の対象だ、こういうわけですか。ところがここにおける畜産施設に對する貸付の対象というのは、農業協同組合か、農業協同組合連合會です。農業協同組合が貸付の対象になることは、これはもう明らか

で、農業協同組合連合會が貸付の対象になることも、単位農協が金を出し、そうして農業協同組合連合會のそれぞれの施設を単位農協が利用するところに、農業協同組合の本質からいって、農業協同組合連合會も貸付の対象になつたものだと思ひます。ところが北信連というのは、明らかに一つの金融機關です。農林漁業金融機關から農林中金を通していくその一つの窓口です。その北信連が二百四十万株のうち五十三万株という株を持つてゐるからというので、この第(4)項の口の、いわゆる農業協同組合が九割以上の株を持つてゐるということにはならないのではないかと私は思ふ。この点、農業協同組合が九割以上持つてゐるからこそで、北海道バター株式會社が農業協同組合連合會と同じ適用を受けるといふことにはならないのではないかと。なぜならば、北信連というのは、明らかに一つの金融機關です。農業協同組合連合會に金が貸される理由は、単位農協が金を出して、それが施設を利用するところにある。この点非常に疑義がございしますので、まず銀行局の特殊金融課長に、一体対象になるのかどうか、この点明らかになつていただきたいと思ひます。

○加治木説明員 お答えいたします。現在共同利用施設として農林公庫が融資の対象に取り上げておられますのは、農林公庫法では、御案内のように第十八条の第一項の第七号によつておるのであります。農林漁業者の共同利用に供する施設の改良、これに基きまし



会社なるものは株主一覽表に名簿を出しては、しかし単位農業協同組合では、業務報告書には載せられない。事実載せていないのです。この点は今横田さんがおっしゃったように、独禁法違反に關するところの審判の審理を進めていく上にはあまり關係がないかもしれませんが、この長期資金を貸し付けるといふ点からいって、非常に問題がある。私は聞いておられるのは、こういうことが一体許されるかどうかということ。これはどうでしょう。

○加治木説明員 名義上は組合でありながら、實質上は組合でないということであれば、業務報告書ではありませんが、一種の脱法的な取扱いと考へざるを得ないのじやないかというふうに考へられるのであります。ただ農林金融公庫といたしましては、そこまで確かめてはつきりその事実を認識しながらやられたかどうか。また業務方法書の文言の上の解釈では、一応名義人ができているれば、これは当然株主として取り扱っていい性質のものでありますから、そのものだけを積み上げて計算して九割以上になれば、これを形式的に違反と見ることはできないと思ひます。しかし実体がそういうことでありますならば、現在の業務方法書の上では適當でないと思へざるを得ないと思ひます。

○横路委員 さらに引き続きあなたに今の点を御質問したいのですが、北海道バター株式会社はこういうふうな金を借りている。あなたが言うように、名義上はそうなっているけれども、いわゆる法的な実態からいって受託がでない。ところが北海道バター株式会

社がこうやって長期資金を借りていることができる。二年据置の十五年以内、七分五厘というだれでも借りたい金なんです。そこで同じ乳牛關係の雪印乳業株式会社において、北海道バターで借りておられるのならば、できれば自分の方でも借りておられるという気分があることは事実であり、本年度の總會でもそういうことがあり、また雪印乳業等において、そういう借書等によって逐次名義の書きかえをしていきたいということになっている。これは、私は具体的な例を持っているわけなんです。この点は、その事実を覚えておいてもらって、私は農林漁業金融公庫の小山さんにお伺ひしたい。

きのう井上委員からも言われておりましたが、あなたの方は、こういうことについては全くお調べになることができないのですか。もしあなたの方で違反してやれば三十六条の違反行為です。それをあなたの方は、きのう聞いてみたのだから間違いないのだから、北海道知事の方でやったのだから間違いないのだから、おれの方は責任がないというふうなことをおっしゃっています。今特殊金融課長は、法的な実態的な運営からいって明らかに違反だと言っているが、小山さん、どうなさるのですか。

○小山説明員 まず貸付審査の場合の調査であります。私どもの方としては、昨日申し上げましたように、今までは知事の意見書、それから受託金融機関の調査なり審査というものを信頼してやっておったのであります。が、北海道バターの問題につきまし

ては、その後の、特に本年の公取の問題からそういう事実が明るみに出まされて、最初の調査なり審査が多少精密を欠いたという点があるに思ひます。その点を今後注意をしたいと思ひます。ただ私どもの建前は、今までもどこでも直接の審査はやらぬのを原則のように——私実はそんなことを言いますと、昨年の十月に初めて公庫に入つたのであります。そのように聞いておりました。少くともこちらから、貸付の事前に出張して審査したというのとはほんとうに違つておられます。審査の必要のある場合には、果と受託金融機関に移譲しましてやつても、もちろん非公式のものとしてやつては、借り受け申込者の責任者が出向した際にいろいろ聞いたりなんかして、おりましたが、正式なものとしては、どこまでもそういう建前です。今でも私も教育されているわけですから、しかし後は、これを機会に、特に農業協同組合連合会とみなされるもの、それについて調査はあらゆる角度からやらねばいかぬと思つております。

○横路委員 特殊金融課長この点を今横田公正取引委員長からも御指摘があったわけですから、ただしかし、今公正取引委員会で問題になっている独禁法違反の件とは關係があるかどうかというので、別に前以上これは進めたいというが、しかしあなたの方では、銀行局としては重大問題です。だから私は、この点をさらに調査してもらいたいと思ひます。そして適當な機会に、本委員会でその点を明らかにしてもらいたいと思ひます。次に私は、この点について農林漁業

金融公庫の理事の小山さんにはつきり確かめておきたいと思ひます。それは、貸付の条件になつておられるの備考の第二項の(4)の句、これはこうしない方がいいのではないかと、北海道バターにいても雪印乳業にしても、この九割以上を持っておられるのは貸付の對象になるのだというので、無理をしておる。だから私は、あなたの方でそういうことについて示唆を与えることができるかどうかかわかりませんが、この北海道バターにしても雪印乳業にしても、明確にこれを農業協同組合連合会の組織にしておけば、今私から指摘されたようなことは何も問題でない。株式会社にしておいて、そうして事實は農業協同組合連合会と同じような運営にしたというところを——明らかにこれは株式会社なんですが、それに農業協同組合連合会のような性格を持たしたいというところに無理があるので、私はやはり北海道バターなり雪印乳業は、明確に農業協同組合連合会にしておいて、この貸付の對象に、どこから見られても文句を言われぬようにすべきだと思ひます。これは、あなたの方はそういうことが言えるかどうかからいって、あなたの見解はどうですか。

○小山説明員 要するに会社を——会社といつてもいいわけの農協的な会社でありまして、これを融資の對象にするか否かという問題であります。これは政策に屬する部分が非常に多いと思ひます。従ひまして私どもの方は、いわばきまつた政策のレールの上を走るのであつて、そういう会社を融資の對象にするか否かというよ

うな政策自体を決定することにつきましては、なるべく謙虚な気持ちでいきたく思ひます。その点は、大蔵省なり農林省とよく打ち合せてからでないかと、確定的のことを申し上げることを申し上げます。私見にわたる以上のことしか申し上げられませんが、

○横路委員 私は横田さんにお尋ねをいたしたいのですが、今あなたの方で審判をなさつておられるところの、先ほど私から指摘しました乳牛の導入資金の件は、農林中金と北信連と、それから雪印乳業、北海道バターの四者がいわれる共同謀議といふもので、共同謀議をいたしまして、その乳牛の導入資金の場合に、資金を借り受けする組合員の生産乳は、すべてこの北海道バター並びに雪印乳業に——その保証している両方の会社に販売させる、それから単位農協からこの保証会社である北海道バターや雪印乳業に差し入れた念書には、生産乳の会社販売に違反した場合は、繰り上げ償還させることを規定すること、それで、北信連は以上のことを条件として、昭和二十八年年度から三十年年度の乳牛の増産、それから乳牛の増産対策要綱の中に「会社の信用保証により、資金を借り入れ、乳牛を導入したものは、返済が完了するまで、借入で購入した乳牛のみならず、生産乳全量、会社に販売することと確約する」との規定を加えたということ、あなたの方で、これを独禁法違反であるというので、これを審判しているわけですか。この点について、私は横田さ



こへただの農民が行って金を貸してくれと言ったって、金を貸せませんか。そういう実態をあなたは御承知がないとするならば、この問題をあなたに聞いても意味がない。私はあなたに、こういうような農村の実態からいって、兼任してることが好ましいと思うか好ましくないかという点をお尋ねし。公取委員長は横田さんの見解に従うより仕方がないというなら、それでもいいんですか、その点はどうですか。

**○加治木説明員** 先ほど申しましたように、北海道、バターなり雪印なり現在農林公庫の融資対象になっておりますのは、もちろん北海道バターだけでありまして、この会社の性格は、両社相似たものがあると思うのであります。従って北海道の農村工業として、特殊な性格を持ったものと考へざるを得ないと思つております。この点どういふふうに考へるか、大蔵省だけではどうも判断できないのであります。農林省の見解を聞いてみなければ的確なお答えはできませんが、その点との関連において、ただいま問題となつております兼職関係も判断しなくてはならないのではないかと思つております。従つて、今直ちに私限りで適當であるとか、あるいは適當でないというふうにお答えするほどの自信がございませんので、あしからず御了承願ひたいと思つております。

**○横路委員** 農林省の畜産局長が御出席のようですからお尋ねいたしますが、昨年の五月二十六日に参議院の農林委員会が本問題を審議されて、あなたの方では直接、公取とは別個に調査をなさったはずで、あなたも今

そこでお聞きになつておられたのではないかと思つて、北海道の乳牛の導入資金に關して、農林中金、北信連並びに北海道バター、雪印乳業との間の独禁法違反の件に關してですが、あなたはどう思ひますか。

**○原田政府委員** ただいまお尋ねの点でございますが、私の承知いたしておりますところは、この件につきましても、公取におきまして審判中でございますので、その審判の結果待つ、こういう取扱ひになつておる次第でございます。

**○横路委員** 畜産局長にお尋ねいたしますが、実際に北海道の農民は非常に困つてゐるんです。この決定が早く出されなければ、金が出ないんです。あなた自身はどう思つてゐるんですか。あなたの方ではお調べになつたのでございませう。おいでにならなかつたのでございませう。

**○原田政府委員** 申し上げましたように、公取の審判中でございますので、私どもがそれと別個の立場で調査をいたしましたり、それに対する結論をつけたりということにつきましては、差し控えておるような次第でございますが、ただ関係職員が現地等に参ります用務が生じた場合は、この問題につきましても、今私がお尋ねいたしましたと思つて、今私が指摘しました北海道の乳牛導入資金の件なのですが、公取の方

の事実の指摘によりまして、先ほど私が委員長に申し上げましたほかに、あなたの方では、二十八年には北海道バターと雪印乳業のいわゆる保証のあるものについて金を貸した、このことは事実かどうか。北海道バターや雪印乳業の保証のあつたものだけに金を貸した、この点は事実かどうか、その点だけをお尋ねしたいと思ひます。

**○氏家参考人** お答えいたします。二十八年度において、保証のないものにも貸したものがあつたという事にはないものであります。

**○横路委員** その割合はどんなですか。雪印乳業と北海道バターの保証のあつたものは總体の何パーセントで、保証がなくてもやつたというのが何パーセントですか。

**○氏家参考人** ちょっとただいまその割合を調べておりませんので、お答え申し上げます。

**○横路委員** 氏家さんに申し上げますが、私は、それは怠慢だと言つたらちよつと言葉が過ぎるかもしれせんが、この点は、おそらく公取で審判をやられてゐる場合にも問題になつてゐる点だと思つて、この数字がないということにはなほ遺憾だと思ひます。今あなたから、会社の保証のないものもやつたというのですか、これはほんの微々たるものではないかと私は思つてゐる。その割合がどんなになつてゐるか。五〇%づつになつていたらまだわかりませんが、保証のないものによつたものが五%で、保証のあるものによつたものが九五%だということになれば、これはみんな保証を求めたということになつてしまふ。その数字が明らかで

ないというのは、非常に遺憾だと思ひます。

その次に、公取の方の關係で、今私が申し上げましたところの資金借り受けをする組合員の生産する乳は、当時北海道バターまたは雪印乳業が保証した組合には、乳は全部そこに売れたいことをきめたのですか、その点だけ氏家さんに……。

**○氏家参考人** 雪印乳業、北海道バターが保証をした場合においては、その単協が必ず雪印や北海道バターの方に乳を出せというようなことを私どもの方できめたわけではないのであります。向うの方の間の契約でそういうことになつておつたであらうということでございます。私どもの方はそういうことは別にきめておりません。

**○横路委員** そうすると、私が今まで聞いた点からすると、その点がちよつと新しい事実ではないかと思つて、農林中金としてはそういうことはしなかつたが、しかし北海道バターや雪印乳業とそれぞれの保証された借り受け組合員との間では、そういうことをしたかもしれない、こういうわけですね。

**○氏家参考人** さようでございます。

**○横路委員** そうですか、その点は明らかになりました。

その次に、今度は単位農業協同組合から保証会社に差し入れる念書には、生産乳の会社販売に違反した場合には、全部繰り上げ償還させるのだという規定を規定した。これもあなたの方ではないでしょうか、そつちの方の保証した会社と単位農協との間でやつたということも、これはお聞きでございますか。

**○氏家参考人** お話しのような事実があつたことを聞いております。

**○横路委員** それでは横田さんにもちよつとお尋ねします。今私は、これは正直なところ、農林中金の氏家さんは否定されるのではないかと思つた。しかし否定するにさういふことになつておらぬ。肯定したという事になるか。今あなたの方では、独禁法違反の疑いがあるといつてやつた。事実今公取の国会の委員会を通して、自分の方は關係がないけれども、他の方ではやつたことは事実だ、こう言つておらぬ。そうすると、こういう事実が明らかになつておるので、実際に北海道の牛を飼う酪農家は、一日も早くこの事実が指摘されて早く金が借りられるようにしてもらいたいというのが農民の希望なのであります。そこで、一体これはいつ最終的結論をお出しになるのか、その点はやはり明らかになつていただきたいと思つておる。

**○横田政府委員** この審判事件につきましては、先ほど申しましたように、三人の審判官を指定いたしました。その審判官において審理を続けておるわけでございますが、意外に審理が延びまして、われわれといたしましては、一日も早く結論を出し、それがまた三年度の資金の問題に何らかの役に立つようになつてほしいと思つて、審理の段階は大体最終段階に至りまして、今月の二十二日から二十三、二十五、二十六、二十七、二十八と六日間には多量追加があると思つて、さらにはこれを取り調べて、これによつて大体審理は終結すると思つておる。

定でございます。従いまして、七月一  
ばいで審理が終りまして、八月中には  
結論が出るものと存じます。しかし  
これは審判の方で扱ふことござい  
ますので、ただいまは私、委員長と  
しての希望でございますが、大体そ  
ういふうな取り運びになるのではない  
かと考えております。

○積路委員 農林中金の理事の氏家さ  
んに私はお尋ねをしたいと思つたの  
です。それは、八月中にはこの最終結  
論が出るだろう、そのことは大へんけ  
つこうな事柄でございますが、しかし問題  
は、現地の農民は、農林中金から早く  
金を借りたいたいです。そうしていい乳  
牛を買つて、早く乳を出して、高く  
売つて、そうしてとにかく収益に充て  
たいと思つたのです。そこであなたの方  
には、二十八年には今あなたが答弁さ  
れたような事柄であつたんだが、この  
三十年度におそらく三億五千万近くの  
金を用意しておるのではないかとと思  
つたが、この乳牛の導入資金について  
は、二十八年度のいわゆる貸付をした  
ときとは違つて、三十年度にはどうい  
うふうになさるうというのですか。二  
十八年度と同じようになさるうとされ  
るのか、三十年は公取のこういふ審理  
の経過等を考へて、これとは別に、あ  
なたの方では独自の立場から、この点  
についての何らかのお考へがあるの  
かどうか、その点を一つ明らかにして  
いただきたいと思つた。

○氏家参考人 従来も、雪印乳業や北  
海道バター等の保証があるものにつ  
いては、乳牛導入資金は出さないとい  
う方針はとつておらなかったの  
であります。ただ先ほど御指摘があり  
ましたように、たまたま貸し付けたもの

が、非常に大きな割合で保証に關係あ  
るものの方に行つておるといふこと  
は、確かにお話しした通りであります。  
今後の行き方についてお尋ねがありま  
したが、今後におきましても、考へ方  
は今までと大体同じなものでありま  
す。別に今までの行き方が悪いといふよ  
うな考へ方でも直そうといふわけでは  
ありませんけれども、とにかく一般の  
人が、雪印や北海道バターの保証がな  
ければ、農林中央金庫では貸さないの  
だといふように思ひ込んでおられる方  
も非常に多いと思つたので、今後  
も、私どもとしては、今でも決して  
そういう扱ひはしなかつたし、今後  
もそういうふうによそから思われるよ  
うなことはしたくない。大体会社の保  
証といふことは、私どもとしてはそれ  
ほど重要なことではないのでありま  
して、全く金機機関としての立場から、  
また系統利用を尊重するといふよ  
うな立場から融資をいたしておるよ  
うな次第であります。この点御了承願  
ひたいと思つた。

○積路委員 そうすると、あなたの今  
のお話では、北海道バターや雪印乳  
業の保証は、農林中金としては必要と  
はしてないかつたのだといふ意味から  
して、今後あまり必要とはしないとい  
ふ意味ですか。その点、金を借りる  
方からすれば非常に大事です。  
○氏家参考人 私どもの方は、従来も  
そういう保証がなければ金を出さない  
といふふうには考へておりませんでし  
た。今後ともそういう方針でやってい  
きたいと思つた。

○積路委員 あなたは、従来そういう  
ことはなかつた、なかつたあまり言  
われるので、それではちよつとお聞き  
したい。横田さんがいらつしやるので、  
ちよつとお聞きしたいが、上瀬別、瀧  
別、下瀬別、遠軽、佐呂間、若佐、生  
田原、上佐呂間、安国、白滝、丸瀬布  
の各農業協同組合は、二十八年十一月  
に三千六百万円の融資を農林中金に申  
請したら、農林中金は事実上これを拒  
否しておる。これは横田さんの方で、  
やはり独禁法違反の疑いがあるとい  
つてやつておる。これは北海道バタ  
ーの地域からはずれておるからやらない  
だといふことで、独禁法違反の疑い  
をやつたけれども、この点はあなた  
はどうですか。貸さなかつたことは事  
実上でございますか。この点はどう  
ですか。

○氏家参考人 ただいま御指摘の組合  
に対しては、二十八年度には金は出し  
ておらなかつたやうであります。そ  
のうち、二十九年度になつてから出した  
ものがあります。  
○積路委員 今の点は、二十九年にな  
つてから、上瀬別と生田原の二つ  
ですね。あとのものは貸してないで  
すね。この点は事実上どうですか。  
○氏家参考人 あとのものには、その  
申し込みの金は出ておりませんで  
すけれども、そのほかの組合について  
も、その他の金は出ておるものもある  
ように思つた。また出ないといふ  
も、保証がないから出さないといふよ  
うなことではなくて、申し上げる必要  
もないと思つたけれども、貸付をす  
るについてはいろいろ条件もあ  
ります。調査しなければならぬ事情もあ  
りますので、それらの点に合致しない  
だ条件が十分そろつていないといふよ  
うなことだから貸付が見合わされたので  
あります。保証がないからという理  
由でそれをけつてしまつたといふよ  
うなわけではないのであります。

○積路委員 横田さんに最後にお尋ね  
したいと思つたのであります。この北  
海道バター並びに雪印乳業は、それぞ  
れ歴史を持つておるのであります。北  
海道農民の中にはやはり両方合体し  
て、事実上の北海道農民の農業協同組  
合連合会といふことにすることが、株  
式会社の當利状態から抜け出て、ほん  
とうに農民のためになるのではないか  
といふ考へを持つておる諸君もあるわ  
けなんです。この点で、北海道  
バター株式会社並びに雪印乳業株式會  
社を解散して、合体して、農業協同組  
合連合会といふやうな発足を。横  
田さん、そういうやうになることは、  
何か法律上の違反になりましょ  
うか、どうですか。  
○積路委員 これもなかなかむず  
かしい問題でございますが、真に農民  
あるいは単位農協等、下から盛り上  
つて参つた形において、この二つの株式  
會社形態の企業が協同組合の連合会と  
いふやうな形になりますことは、あ  
る意味において非常に望ましいこと  
ではないかと、これは私自身の考へ方  
でございます。ただここで問題なのは、  
雪印と北海道バターの合併の問題  
は、分割後間もなく起つてきておつた  
のでございまして、いろいろ経理上の面  
等から申しますと、この二社が合体す  
ることができませんと、なるほどい  
ろいろの点でいい面があるござい  
ましようが、ただバターの生産の面にお  
きまして、この二社が合体いたします  
と、生産能力から申しまして非常に大  
きなものになるというやうな点で、実

は合併問題が足踏みをしておつたので  
ございまして、最近の情勢等を  
勘案いたしました場合に、こういう二  
社が合併いたしました結果が、いわゆ  
るバターの取引の分野において、果  
して競争を自主的に制限するやうな  
ことになるかどうかといふことは、よ  
ほど新しい観点から検討をいたさな  
ければなりません。この点だけが、わ  
れわれといつたしましてはやや気になる  
点でございます。その他の面から考へ  
まして、この二つの企業が協同組合  
の形態になるといふことについては、  
私どもとしては、それはある意味で  
非常に好ましい形ではないかと  
いふに実は考へております。  
○積路委員 きのうから大へん長時間  
いただきました、まことに恐縮した。  
最後に私は、公取の委員長の横田さん  
と農林中金の氏家さんに要望いたして  
おきたいと思つた。

して私の質問を終わります。  
○松原委員長 それでは、参考人の方  
どうも御苦勞さんでした。

○松原委員長 次に、この際自動車損  
害賠償責任再保険特別会計法案をあわ  
せて議題として、質疑を行います。淺  
香忠雄君。

○淺香委員 自動車損害賠償責任再保  
險特別会計法案に関連して、運輸省の  
自動車局長に二、三疑問の点をこの際  
ただしておきたいと思ひます。

第一点は、この法案は非常に進んだ  
社会保障制度であると思ひますし、ま  
たこの制度そのものについて、あるい  
はこの趣旨については何人も賛成であ  
らうと思ひますが、ただこの  
いう性格の社会保障制度を大に加味  
した法案は、国庫補助が相当あつてし  
かるべきものと私は考へるのであり  
ますが、それが再保険だけにどまっ  
て、三十年度においてわずか千八百万  
円程度のものしか計上しておらぬとい  
うことについて、これが立案の衝に当  
られた政府当局として、どういう考へ  
でおられるのか、その点を第一点とし  
て伺ひたいと思ひます。

○眞田政府委員 この法案を立案いた  
します際に、保険料の問題、あるいは  
補償費用の問題、この二つについて国  
の援助が何かできないかということ  
で、いろいろと大蔵当局の予算關係の  
方々を御折衝いたしましたのでござい  
ますが、保険料の補助につきましては、こ  
の自動車關係の責任保険の外国の例な  
どを見ましても、あまり出してゐるこ  
ろが見当りませんで、なかなか保険  
料についての国の援助ということはお  
ずかしい、こういうお話してございま

した。また補償費用につきましても、  
できるだけ国の補助を出していただき  
たいということでも御折衝いたしました  
が、全体の予算の關係からむずかしい  
ということでも、国の持つておられます  
の両面に於いて、補償費用で国からあ  
る程度ものを出そうということでき  
まりましたが、私たちがいたし  
ましては、今後ともそういう面につ  
いての国の援助は、できるだけ出ること  
を希望いたしておりますが、これは、  
予算その他の面からの御意見は大蔵当  
局の方からお聞き願ひたいと思ひま  
す。

○淺香委員 予算措置等については大  
蔵省側の方にあらためて伺ひますが、  
この法律ができると、業者に対  
する非常な負担になりますまいか。ま  
たひいては運転手に対するこれもまた過  
大な負担になり、ひいては料金の値上  
りの大きな素因になりはせぬかと私は  
考へるのですが、その点の御見解はど  
うなんでしょうか。

○眞田政府委員 この保険の強制の対  
象となりまます車の大部分はと申しま  
すか、八七割ぐらゐは家用車でござい  
まして、あとの一三割が営業車、その  
他ということになっておるわけであり  
ます。事業者も負担が加重されて、運  
賃値上げの結果になりはしないかとい  
うお話してございしますが、この保険料  
そのものをキロ当り等にこれを直して  
みますと、一円という金にも満たない  
少額になるわけでございます。なおわ  
れわれの方で運賃等の原価計算をいた  
します際には、いろいろの人員費とか  
燃料費とかいろいろなものほか、か  
事故賠償のための準備と申しますか、  
そういう面である程度の金額を見込

んでございします。これは車の種類によ  
つていろいろ違ひますが、そのときの  
状況によつて違ひますが、たとえば一  
キロ当り三十五銭なら三十五銭という  
ものを車の経費と見込みまして、それ  
を運賃の原価計算としておるわけでご  
ざいますので、これを強制することに  
よつてふえるかどうかという問題は、  
今までそういう種類の保険を準備し  
ておりました、原価計算の中に含まれ  
ております保険に当るようなものを支  
出しては積立金に当るようなものを支  
出してはどうか、あるいはいかに  
と積み立ててあつたかどうかというこ  
と、それから今度の保険によつて強制  
されまます額と、原価計算の中に含まれ  
ておりました額との開きが非常に大き  
いのかどうか、こういう問題になると思  
ひます。現在の案で考へてお  
ります額は、これは試算でございま  
すので、実際にやってみなければわかり  
ませんが、それは大きな影響を来た  
しはしない、従ひまして、いろいろな  
要素、たとえば人員費關係が上つて来  
た、燃料費も税金その他で上つて来た  
というふうなことで、ある程度いろい  
ろな要素が上つて来るので、もう  
そろそろ値上げをしなければいけない  
というふうな段階にあるとすれば別で  
ございしますが、この保険料だけで直  
に値上げするということまでは参ら  
ないのではないかと、こういうふうに考へま  
す。

○淺香委員 今のお答へを要約すれ  
ば、運転手の大きな負担にはならぬ、  
またひいては料金の値上げ等にもキロ  
当り一円未満であるので、そう響くも  
のではないといったようなお答へであ  
りました。

次に伺ひたいのは、なんなられた場  
合に三十万円、重傷の場合十万円、負  
傷の場合三万円と、これの一つの標準  
が作られます場合に、今まで自動車事  
故を起した場合に、道義的に四十万円  
とかあるいは六十万円とかいうよう  
に、相当の補償をされたようなこと  
も、この三十万円というのは最低額で  
あるのか、最高の線であるかというよ  
うなことになつてしまつて、それです  
べての事故が三十万円に押えられると  
いうような關係になりはしないか、そ  
の点を私は案ずるのですが、どうい  
う見当でしょうか。

○眞田政府委員 その保険金額をどう  
いうふうにするかという問題につき  
ましては、われわれの方でもいろいろ  
考へたわけでございますが、被害者の  
保護という面からはできるだけ高い方  
がよいのでありますが、現在保険をか  
けておられます状況を見ますと、大体保  
険をかけておられますか二〇％で、あ  
との八〇％はまだかけていないのが多  
いわけでありまます。従ひまして、そう  
いった面から急激に大きな額を定めて  
保険を強制するということになりま  
すと、一方車の保有者にかかつて参りま  
す責任も非常に加重される。こうい  
つた面から、どの点が妥当であるかとい  
うことについていろいろ検討いたしま  
した。今までのわれわれの方で報告を  
受けておられます自動車事故の損害賠償  
の实例は、大体死者二十万から三十  
万。もつとも小さな事故、あるいはわ  
れわれの方の耳に入つておられませ  
ん事故では、非常に少額で流し入りに  
おられますが、われわれの方に入つて  
参りました統計的なものでは、二十万

から三十万というのが今までの实例で  
ございします。それから判例等につま  
してもかなり調べてみましたが、やは  
りそういう額に近い判例が多かつた  
ものでありますから、一応二十万に  
し三十万を保険の限度ということに  
したわけにございまして、これは事故  
の際に、三十万でいんだといふ  
際にはおわれわれは考へておりませ  
ん。少くとも被害者としては、三十万までは  
保険によつて保障されているとい  
うことを作りたいということにござ  
いまして、ただお話しのように、どうも三十  
万というものが標準と考へられる心配  
があるというところは、われわれもそ  
の点非常に危惧しておりますが、これは  
先ほど申し上げましたように、強制す  
る限度をどの程度にするのが妥当であ  
るか、こういう法律を最初始めま  
すときに実施しやすい方法と申しま  
すが、被害者の保護も十分考へなく  
いけないが、車を持つてゐる人たち  
のこともある程度考へなければいけ  
ない、そういうことから三十万程度と  
いうふうに考へたわけにございませ  
す。

○淺香委員 この保険は何か強制保  
険ということなのですが、それに國と  
か、國鉄とか、電氣公社とか、電鉄、  
そういうものを適用外に置いておら  
れる理由、それは賠償能力の点で  
か。それともほかには除外した理由が  
あるのですか。それと府県をこの法律か  
ら除外している理由はどこにあるので  
すか、この二点をお答へ願ひたいと思  
ひます。

○眞田政府委員 この法律で強制保  
険の適用除外の分と、それから自家補償  
という実際に保険をかけない形のもの  
ができるわけにございします。適用除外の

ものは、それから公社及び府県、こ  
うなっておりますが、これは負担能力  
と申しますか、賠償能力の点で心配が  
ないということ、強制しなくても被  
害者の保護に欠けるところが無いであ  
らうから、強制しなくてもよろしいと  
いうことにはなっております。それ  
から自家補償というのを認めましたの  
は、相当数の車両を持っておりまし  
て、従いまして危険の分散と申しま  
すか、危険の起ります率が平均して参  
ります。そしてそういった両数を持っ  
ているものうちから、今までの実績を  
見まして、今まで被害者に迷惑を掛け  
たことがないかどうか、あるいは会社  
の経理の基礎が安定しているかどうか  
というところを見まして、厳選してや  
っていきたい、こういうふうな考えて  
いるわけです。

○浅香委員 今のお答えでは、やはり  
賠償能力の一点にかかっているよう  
ですが、府県側をこの法律から除外す  
るという事になれば、なぜその政令に  
基づく大阪、京都、名古屋等の五大都市  
を除外されないのか、その点はどうで  
すか。

○眞田政府委員 この問題につきまし  
て、最初自治庁関係の方々と御相談  
いたしましたのですが、府県については  
一応そろっている、しかしながら市町  
村については、いろいろと大きいもの  
と小さいものがあるので、地方公共団  
体ということを一括してやるわけには  
いかぬであらう、こういうことで最初  
除外いたしました。最近六大都市と申  
しますか、東京を除く五大都市は、そ  
ういった面から同じように考えら  
れるのではないかと御意見もござ  
いまして、いろいろお話し合いはいた

しておりますが、私どもの最初の考  
えでは、そういったところは相当数の車  
両を持っており、現実に公営企業を営  
んでいて、その数もわれわれが考  
えております自家補償の最低限度の車両数  
をはるかに上回っております、当然  
自家補償ができるので、そういった面  
でこの強制保険をかける必要は、ま  
た積立金その他この保険のための準備  
につきましまして、一般の民間並みでな  
らぬ、公共団体の特殊性を考慮して、  
その積立金等も高い額にしないで  
やる方法はないかということ、御相談  
をいたしております、一部はよろし  
いという御意見であり、一部はどうし  
ても適用除外してほしいという御意見  
でございます。

○浅香委員 そんなのですが、先ほど  
お答えになった賠償能力という点  
は、五大都市も当然除外されなければ  
ならぬ。今のお答えは、この法案の作  
成過程において、市町村というものは  
一応適用除外から除くことになった。  
ところがその後五大都市の方から非常な  
運動があつて考慮研究だということ  
に私は思ふのですが、この法案がこ  
うして進みつつあるのに、あなた方が今  
研究している。そうすると、私どもの  
方でその修正をやつていいのですか、  
あなたの方で近い機会に何らかこれ  
を考慮するということですか、その点  
はつきりして下さい。

○眞田政府委員 たいま運轉委員會  
の方で、この除外例に追加するかどうか  
かというところで、修正案を出すかどう  
ぬか御研究中のようでございます。そ  
で、私の方から御返事いたしかねるわ  
けであります。

これは営業停止を規定されているけれど  
も、その理由はどうかですか。  
○眞田政府委員 これは、保険料を納  
めない営業停止という行政処分を行  
うという意味ではございません。保険  
をかけておられないと、その車について  
現実には動かすことができないというこ  
とでございます。

○浅香委員 ちょっとその点がどうも  
明確でないようです。営業停止にはな  
らぬけれども、車を動かさないのだと  
いうことは、いわゆる番号を渡さない  
というふうな意味ではないかと思つて  
おりますが、それならば結局営業停止では  
ないでしょうか。

○眞田政府委員 登記とか車の車両検  
査がございしますが、この車両検査に通  
らない車は、危ないから動かしては  
いけないというのと同じ考え方では  
ございまして、自家用車についても、保険を  
かけてなければ動かさないということ  
であります。営業をやつていないからど  
うこうというわけではございません。  
外側の例にありまますような、保険をか  
けていないと営業開始できない、こ  
ういふふうな規定の仕方ではないわけ  
であります。

これは一応の試算でございます、  
実際にはこの保険に当ります保険会社  
等が計算して申請を出しますので、そ  
の際までにいろいろとわれわれの方  
で研究したいと思つております。なお地  
域差を設けるとか、あるいはその他何  
らかの形で事故を起さなかつた場合に  
はどうとか、そういったことについて  
も考へて参りたい、こういう希望を  
持つておられるわけでございます、現  
実は、今後この制度が実施されました  
あと、保険会社側からの申請と、保  
険審議会における審議、そういったもの  
を経てまゝなわけでございます。われ  
われといたしまして、負担の公平と  
申しますか、そういった意味で、事故  
率の少い所はできるだけ安くしたい、  
そういう希望を持っております。

○浅香委員 今の御答弁では、地域差  
を将来なくしていかなければならぬと  
いうあなたの見解ですが、運輸委員會  
等においても、この地域差をどうなら  
すかということが今問題になつて  
おりますか。

○眞田政府委員 地域差を考へて、保  
険料率についても差等を設けたい、こ  
ういふ意見でございます。  
○浅香委員 自動車の事故に対して補  
償の保険を作るといふ趣旨はけつこ  
うで、だれしも反対するものはないと  
思ふのです。それと同時に、電車とか汽  
車などに対する事故に対して、この損  
害をどう補償するかといふことの立法  
は、当然に自動車と並行しなければな  
らぬと私は考へる。というものは、現  
在の都市の周辺における電鉄等の事故  
は、事故係がらつて、軌条との境界に  
事故が起ると、電車側の事故にあらず  
して、被害者の事故のように押しつけ

るようなことで、わずかの見舞金—  
私の見聞しておるのは、死亡に対して  
大が一万円か一万五千円くらいの見  
舞金程度で追つ払われておるといふよ  
うな、非常に悪質な電鉄会社等が突  
あるのです。そういうふうなときに  
しかも都市の周辺の電鉄等で非常に事  
故が起つております。これは自動車だ  
けという立法をするということではな  
く、当然自動車とか電車とかに及ばな  
ければならぬと私は考へるのですが、  
政府の見解はどうですか。

○眞田政府委員 仰せの通りござ  
いまして、電軌道につきましても船につ  
きまして、自動車の制度が将来でき  
ますことが望ましいと考へておるの  
でございます。自動車の制度が将来で  
きまるといふ制度を提案いたしまし  
た。これは陸上におきまます交通事故の  
九〇％程度は自動車による事故である  
ので、これによって交通事故の陸上  
における部分の九〇％程度は、被害者  
の方が十分と言へないまでも、ある程  
度補償される、こういう意味で、ま  
ず自動車について立案いたしましたわけ  
でございます。

○浅香委員 御指摘の事故の原因は、  
経営者の経営のずさんにもよります  
が、私は専門家でないからわかりませ  
んけれども、すでにやられております  
二十四時間制度、運轉手の過労、ある  
いはまた名義貸しの車の横行、ある  
いは新規に免許会社をどんどん乱立を  
しておる。これは言うまでもなく陸運  
局の行政上の失態であると思つて、こ  
とに最近新しい車の値下げに端を榮し  
て、業者が四分五裂して苦しんで  
おる。そのしわ寄せが結局運轉手に来  
ます。そのしわ寄せが結局運轉手に来



て非常な強い客引き、あるいは水揚げの増加というふうなところで、血眼になることが事故の原因であろうと私は思う。そういう意味において「被害者」を援護していくという趣旨はいいのですよ。しかしその前提に立つところの事故をどうして解消するか、事故をどうして食い止めるかということが、当局者としてはまず考えなければならぬ点だと思えます。概括的な質問ですけれども、何かあなたの方に、前段の問題についてお考えがございませぬか、それを承りたいと思えます。

**○眞田政府委員** お話しの通りでございますが、この法律の立案によって被害者は救済されるが、事故の防止ということは別途考えなければならぬ、こういうふうな考えているわけでございまして、今までも、いろいろとわれわれのできます範囲の事故防止の対策はやって参りましたが、今お話しのございましたように、大都市において自動車が多量に過剰になっておるといふ考え方でございまして、これは、東京などにおきましてはタクシーなども相当ふえて参りまして、戦前の最高と大体同じくらいになっておる。ただ自家用車等が戦前は三千とか四千であったものが、現在では三万というふうな数字になっておりました、そういう意味で乗用車が非常にふえておりました。それから低速のスクーターとか、あるいは三輪車といったものが同じ道を走っている。こういったことで、一その交通混乱を招いているのであります、いづれにしても、それだけの乗用車の数があるという事は、やはり供給過剰になっておるのではないかといい点になるわけでありまして、この点につきましましては、昨年か新しく免許とか、あるいは車をふやすことはやめておきますので、今後車も車も減らすというよりも、むしろ事業者の自発的な調整といひますか、お互いに無理な競争をしないようにしようという考え方が最近起つておりましたので、われわれもそういう線に沿って、できるだけ無理な競争によって事故が起ることのないような方向に持っていきたいと思っております。

**○浅香委員** 最後にいま一点伺つておきますが、こういう損害補償的な制度、あるいは保険とかいったようなことは、ひとしく国民の希望するところでありませぬか。この自動車の保険に関しては、ここに至るまでに、業者間で地域的に共済事業といひますか、共同事業といひますか、行政的な指導によってやってみて、一つの試験を経た後に立法化されるというようなことが、私は順序であり筋道が立つと思ひますが、局長さん、あなたの御意見はどうですか。

**○眞田政府委員** お話しの考へ方も確かに一つの考へ方だとわれわれは考へるのであります、実はこの法案につきましましては、もう四、五年前からあつてもない、こうでもないといつて議論して参りまして、そういうときにこそ、そのような準備態勢のようなものをやっておくべきだったと私たちが考へておりましたのであります。だんだん延びて参りましたので、何とかして早く、とにかくいろいろな点から見て不満足

と申しますか、不十分でもまず制度を作つて、そして実情に合わない点は今後大いに改めていく、こういうふうにして参りたいというのが私たちの考へ方なのでございます。

**○松原委員** 関税定率法の一部を改正する法律案をわざわざ議題といたしす。本法律案に対する提案理由の説明はすでに聴取いたしました。ガット加入のための関税率引き下げに関する事務打ち合せのため、スイスに行つて参りました北島政府委員から、本案に関する補足説明として、その報告を聴取することといたします。北島政府委員。

**○北島政府委員** ただいま御提案いたしております関税率法の一部改正法律案は、ガットの関税交渉に伴ひまして、従来従価法でございました撮影済みの映画フィルムを従量法に変えようとするものでございます。この法案に關連いたしまして、先般ジュネーブにおいて開催されました関税交渉会議の経過、結果等を御説明申し上げます。まずガットと申しますと、関税及び貿易に關する一般協定の略称でございます。昭和二十二年十月三十日に当時の二十三方国が集りまして、戦後の世界経済を復興するためには、関税その他通商上の障礙をできるだけ軽減除去するのが適当だといふ趣旨のもとに、ジュネーブにおきまして関税交渉いたしました結果締結された協定でございます。その後逐次加盟国がふえて参りまして、現在では三十四

カ国、このうちソ連圏からはチェコスロバキアが参加いたしておるのであります。三十四カ国の貿易総額は、全世界の貿易総額の約八割を占めております。すなわちガット加入国の貿易総額は、現在の世界貿易総額の八割を占めておるような、一つの大きな国際的な機構でございます。ガットに新しく入りまします場合は、すべて従来の例によりますれば、新しく加入しようと思ふ国は、その加盟国の中で関税交渉の用意ある旨の宣言をした国と関税交渉いたしましたして、その結果に基づきまして、既加盟国のうちの三分の二以上の賛成を得た場合に加入が認められることになるのであります。わが国は、昭和二十七年の七月にガットに加入申請いたしましたのであります。その当時、対外経済政策につきまして全般的に検討を遂げるまでは、一般的な関税交渉をする用意がないといふ旨を現政府が声明いたしましたので、従いまして、日本としては関税交渉をする機会がなかつたのであります。しかしわが国としましては、できるだけ早くガットの實質的利益を受ける必要がありまします。昭和二十八年の十月に、総会におきまして仮加入ということが認められて現在に至つております。関税交渉はいたしませんでしたが、現行の仮税率のうち、九割二分五厘のものにつきましましては、引き上げないという約束をいたしました。既加盟国の既往において譲許いたしました税率の均霑を受けているわけでございます。ところが昨年

日本をガットに加入させるための関税交渉をする用意がある旨を宣言いたしましたので、昨年の七月の会期間委員におきまして、日本をガットに加入させるための関税交渉をことしの二月二十一日からジュネーブで開催することを総会に勧告する旨を決議いたしました。この総会に対する勧告が、昨年の秋の総会において可決されて、関税交渉が可能となつたわけでございます。今回わが国と関税交渉いたしました国は、結局十七カ国でございます。今わが国を地域別に御披露申しますと、まず北米及び中南米におきましてはアメリカ合衆国、カナダ、中米におきましてドミニカ共和国及びニカラガア、南米におきましてはペルー、ウルグアイ、チリ、アメリカ州におきましてはインドネシア、ピルマ、パキスタンの三方国、欧州諸国におきましてはギリシャ、イタリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーの七カ国、合せて十七カ国と関税交渉いたしました。なお関税交渉するに至りませんでした。日本に対して最惠国待遇を与えるという文書を交換した国がセイロンとトルコでございます。その意味は、日本のガット加入に賛成するぞといふ意味が裏に含まれております。代表国といひましては、できるだけ多くの国を関税交渉に引き込みますことは、それだけわが国のガット加入を確

定でございまして、その後逐次加盟国がふえて参りまして、現在では三十四

日本をガットに加入させるための関税交渉をする用意がある旨を宣言いたしましたので、昨年の七月の会期間委員におきまして、日本をガットに加入させるための関税交渉をことしの二月二十一日からジュネーブで開催することを総会に勧告する旨を決議いたしました。この総会に対する勧告が、昨年の秋の総会において可決されて、関税交渉が可能となつたわけでございます。今回わが国と関税交渉いたしました国は、結局十七カ国でございます。今わが国を地域別に御披露申しますと、まず北米及び中南米におきましてはアメリカ合衆国、カナダ、中米におきましてドミニカ共和国及びニカラガア、南米におきましてはペルー、ウルグアイ、チリ、アメリカ州におきましてはインドネシア、ピルマ、パキスタンの三方国、欧州諸国におきましてはギリシャ、イタリア、ドイツ、デンマーク、スウェーデン、フィンランド、ノルウェーの七カ国、合せて十七カ国と関税交渉いたしました。なお関税交渉するに至りませんでした。日本に対して最惠国待遇を与えるという文書を交換した国がセイロンとトルコでございます。その意味は、日本のガット加入に賛成するぞといふ意味が裏に含まれております。代表国といひましては、できるだけ多くの国を関税交渉に引き込みますことは、それだけわが国のガット加入を確

べく誘引にこれ努めたのでございませぬ。ただ英国、ニュージーランド、豪州、南ア連邦等の英連邦諸国及びフランス等につきましては、当初から関税交渉に對しまして、否定的な回答をいたしておりました。代表團といたしましては、態度の比較的はつきりしない各関に對しまして誘引にこれ努めたのであります。たとえばブラジル、ハイチ、インド、ベルギー、オランダ、ルクセンブルグ、オーストリー等の国はそれでございます。これらの国は、あるいは国内事情、あるいは特殊な國際的關係、日本商品に對する特殊な問題がございまして、とうとう関税交渉には入らなかつたのでございませぬ。今回の關稅交渉の結果、日本を關稅及び貿易に關する一般協定への日本國の加入条件に關する議定書が作成されました。去る六月七日から各國の署名に開放されておりますが、現在までにこれに署名いたしました国は、わが國を合せまして十五カ國に上つております。

今後の見通しといたしましては、この加入議定書とともに、日本をガットに加入させることに同意するという決定書が別に作成されておりました。これに對して八月十一日までに、各加盟國が日本の加入に對して賛否をガット事務局に通告することに相なつておりますが、八月十一日までに現在の加盟國三十四カ國の中の三分の二以上、すなわち二十三カ國以上が日本の加入に賛成の旨を事務局に通告いたしますれば、八月十一日から後三十日目の九月十日に、日本のガット加入が實現するということになります。ただいままでのところ、よほどの異常な事態が起

らない限り、二十三カ國以上の賛成が得られることは疑いないことと存じますので、九月十日からは、かねて懸案でございました日本のガット加入が實現することに相なるわけでございます。

このガット加入によりましてどういう利益があるかということをよく聞かれるのでございますが、まずガット加盟によりまして、従来各関が既往の三回の關稅交渉に對しまして譲許いたしました關稅率に對しまして、一挙にわが國も均霑し得ることになります。しかし、これはすでに仮加入によりまして相當数の國からガット税率の適用を受けておりましたので、これは大した大きな効果はないのでございますが、今回アメリカ初め十七カ國と關稅交渉をいたしました結果は、日本の加入が實現しなければ適用にならないのでございませぬ。日本の加入が實現いたしますと、今回の關稅交渉によりまして、十七カ國から讓許された關稅率の恩典を日本は受ける、こういうことに相なります。ただその反面におきまして、わが國といたしましては、讓許いたしました品目につきましては、ガット加盟國中わが國に對しては、ガット第三十五條を援用しない國、すなわちわが國とガット關係を結ばないぞと意思表示をいたしました國を除きまして、わが國は最惠國待遇を与える義務があるわけでございます。これらの國に對しまして、今回の讓許税率が適用になることになりませぬ。各國から讓許を得ました税率の總数は二百八十八でございまして、このうち現行税率の引き下げと相なりませぬものが二百十五でございませぬ。残りの七十三が現行税率の

据え置きでございます。これに對しましてわが國が讓許いたしました税率の總数は二百四十八でございませぬ。このうち現行税率の引き下げと相なりませぬのは七十五、残りの百七十三が現行税率の据え置きと相なつております。

わが國といたしましては、昭和二十六年に一般的に關稅率の改正を行ひました、相當大幅に關稅率を引き下げましたので、ガットの關稅交渉の準則による低關稅の据え置きは、高關稅の引き下げと同価値を有するという原則を主張いたしましたので、できるだけ、現行税率の据え置きをもつて各國に満足するように交渉いたしましたのでございませぬ。なお、關稅交渉の結果、わが國が讓許いたしました品目、ことに引き下げ品目につきましては、今年九月十日から實施に相なることになりました。ただ、各國が讓許いたしました税率につきましては、わが國のガット加入の日、または各國が新しく讓許税率を適用する旨をガット事務局に通告いたしましたから三十日目が、いずれかおそい方ということになっております。各關はらばららということに相なりますが、最もわが國が主力を注ぎましたアメリカにつきましては、これは九月十日よりわが國の讓許成立と同時に實施になる予定でございませぬ。今回の關稅交渉の結果、わが國の重要輸出品につきましては、特にアメリカ等より大幅の讓許を得たつもりでございます。この點で、輸入の制限をいたしておらない國、特にアメリカ合衆國、あるいはカナダ方面等につきましては、この關稅率の引き下げによりまして、輸出貿易に相當貢獻するところがあるかと存ずる次第であります。わが國の關稅率に

つきましては、できるだけ現在の關稅率の据え置きをもつて關稅交渉を妥結せしめる方針でございましたが、結果におきましては七五税率を引き下げたのであります。ただし、その引き下げた税率につきましては、これらの品目は、その多くはわが國において生産がないか、あるいは生産がありませぬも、現在の關稅率をもつて国内産業保護に欠けることがないかと代表團の間で考へたのでございませぬ。わが國多年の懸案でございましたガット加入もここにいよいよ九月十日に實現する見込みと相なりまして、わが國の貿易の前途にとりまして、まことに有益であるかと存するのであります。

○松原委員長 ただいまの政府委員の説明に對して御質疑はありませぬか。なければ、この際、加藤高藏君より、國民金融公庫法の一部を改正する法律案に對する各派共同提案の附帯決議に關して發言を求められておりますので、これを許します。加藤高藏君。

○加藤(高)委員 ただいま議題となつております國民金融公庫法の一部を改正する法律案に對し、附帯決議をしたいと思ひます。これは各派共同提案であります。読み上げます。

政府は、同公庫の資金需給の實情にかんがみ、次年度において十分なる政府出資を行うよう遺憾なきを期せられたい。

右決議する。

○松原委員長 ただいまの附帯決議を付するの動議の採決は、本案の採決が終つた後で、これを行います。

○加藤(高)委員 動議を提出いたしました。一括議題となつております八法律案のうち、國民金融公庫法の一部を改正する法律案、關稅定率法の一部を改正する法律案に對する質疑はこの程度にて終了し、討論を省略して、直ちに採決せられんことを望みます。

○松原委員長 ただいまの加藤君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつてさうに決しました。

これより採決に入ります。まず國民金融公庫法の一部を改正する法律案に對して採決いたします。初めに、本法律案に對する内藤友明君外二十五名提出の修正案を採決いたします。本修正案に贊成の諸君の起立を求めます。

〔贊成者起立〕

○松原委員長 起立多数。よつて本修正案は可決いたしました。

次いで、ただいま議決いたしました修正案の修正部分を除いた原案を採決いたします。これに贊成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○松原委員長 起立総員。よつて、本法律案は修正議決いたしました。

次に、各派共同提出の附帯決議について採決いたします。お諮りいたします。本附帯決議を可決するに御異議はありませぬか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○松原委員長 御異議なしと認めます。よつて本附帯決議は可決いたしました。

次に、關稅定率法の一部を改正する法律案に對して採決いたします。お諮

つきましては、できるだけ現在の關稅率の据え置きをもつて關稅交渉を妥結せしめる方針でございましたが、結果におきましては七五税率を引き下げたのであります。ただし、その引き下げた税率につきましては、これらの品目は、その多くはわが國において生産がないか、あるいは生産がありませぬも、現在の關稅率をもつて国内産業保護に欠けることがないかと代表團の間で考へたのでございませぬ。わが國多年の懸案でございましたガット加入もここにいよいよ九月十日に實現する見込みと相なりまして、わが國の貿易の前途にとりまして、まことに有益であるかと存するのであります。

○松原委員長 ただいまの政府委員の説明に對して御質疑はありませぬか。なければ、この際、加藤高藏君より、國民金融公庫法の一部を改正する法律案に對する各派共同提案の附帯決議に關して發言を求められておりますので、これを許します。加藤高藏君。

○加藤(高)委員 ただいま議題となつております國民金融公庫法の一部を改正する法律案に對し、附帯決議をしたいと思ひます。これは各派共同提案であります。読み上げます。

政府は、同公庫の資金需給の實情にかんがみ、次年度において十分なる政府出資を行うよう遺憾なきを期せられたい。

右決議する。

○松原委員長 ただいまの附帯決議を付するの動議の採決は、本案の採決が終つた後で、これを行います。

りいたします。本法律案を原案通り可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よって本法律案は、全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

この際お諮りいたします。本日議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成提出等の手続につきましては、委員長に御一任を願っておきたいと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○松原委員長 御異議なしと認めます。よってさように決しました。

本日はこの程度にとどめ、次会は来る十九日、火曜日、午前十時より開会することいたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時二十九分散会

〔参照〕

国民金融公庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
関稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書  
〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和三十年七月二十日印刷

昭和三十年七月二十一日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局